

平成 16 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也
(コード番号：8907 東証第二部)
問 い 合 せ 先 取締役管理部長 上 垣 内 征 史
電 話 番 号 03 - 3556 - 6681 (代表)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発 行 価 格	1 株につき 金 705,190 円
(2) 発 行 価 格 の 総 額	3,525,950,000 円
(3) 発 行 価 額	1 株につき 金 668,840 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	3,344,200,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき 金 334,420 円
(6) 申 込 期 間	平成 16 年 5 月 21 日 (金) ~ 平成 16 年 5 月 25 日 (火)
(7) 払 込 期 日	平成 16 年 5 月 28 日 (金)

(注)引受人は発行価額にて買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(後記【ご参考】2.をご参照ください。)

(1) 売 出 株 式 数	500 株
(2) 発 行 価 格	1 株につき 金 705,190 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	352,595,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 16 年 5 月 21 日 (金) ~ 平成 16 年 5 月 25 日 (火)
(5) 受 渡 期 日	平成 16 年 5 月 31 日 (月)

3. 第三者割当による新株式発行

(後記【ご参考】2.をご参照ください。)

(1) 発 行 価 額	1 株につき 金 668,840 円
(2) 発行価額の総額 (上限)	334,420,000 円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき 金 334,420 円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成16年5月20日(木)	1株につき	金727,000円
(2) ディスカウント率			3.00%

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)について

前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した結果、三菱証券株式会社が売出人となる当社普通株式500株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という)を行います。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱証券株式会社が当社株主から借入れる株式であります。これに関連して、三菱証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年5月11日(火)開催の取締役会において、三菱証券株式会社を割当先とする当社普通株式500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という)を、平成16年6月18日(金)を払込期日として行うことを決議し、平成16年5月11日(火)に有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

また、三菱証券株式会社は、平成16年5月26日(水)から平成16年6月15日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という)オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(500株)を上限とし、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という)を行う場合があります。三菱証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、三菱証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限3,631,620千円につきましては、全額運転資金(マンション建設用地等の購入資金など)に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。